

# 伊方訴訟ニュース

第127号

1984年 3月15日

伊方原発訴訟を支援する会 連絡先：▼530 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル  
藤田法律事務所内 TEL 06-363-2112 口座 大阪 48780

## 控訴審

### 判決の異常な遅れ続く

#### 再三の弁論再開要求にも高松高裁黙したまま

昨年3月4日の強行結審以来、すでに1年以上を経過したが、高松高裁からは依然として何の音沙汰もない。「3月判決説」も消滅し、異様なまでの判決の遅れは続いている。原告側は、すでに5回にわたって弁論の再開を求め、異常な状態の解消を訴えてきているが、それに対しても何の応答もない。

高松高裁でのもう一つの大裁判「財田川事件」の判決(3月12日)が終ってから、裁判所と報道陣との事務打合せが予定されており、そのことから、5月中には判決、との推測も流れているが、これまでと同様に、そうした説も真偽のほどは確かではない。

高松高裁が、こうして判決をもて余している間にも、西ドイツでは、バイエルン州レーゲンスブルク地方裁判所が、さる1月16日に、農民のF・ベック夫人の訴えを認め、すでに建設にとりかかっていたイザール原発2号炉の建設許可を取消し、工事停止を命じるという画期的な判決を下した。判決内容の詳細は不明であるが、建設許可に際して提出された文書や専門家の意見が十分検討されておらず、原告や家畜の安全が確保されていないとの内容であると伝えられている。

もちろん、この判決に驚いた州政府や電力会社が直ちに上訴し、判決は確定していない。しかし、同原発の建設許可は一昨年7月に出しており、せいぜい一年半の審理で、一住民の訴えが認められたのである。裁判制度は異るとはいえ、1年かかっても判決も書けないという高松高裁のもたつきぶりは目に余る。原告ら住民の間でも、裁判所への何らかの働きかけを検討している。

なお、控訴審の現在までの経過は次頁以下に表示した通りである。

#### 2号炉第19回公判

3月23日(金)午前10時より

松山地裁大法廷

原告住民側は、前回に引き続き、被告国側の主張のでたらめさを追及する。今回は、放射性廃棄物をドラム缶詰めにして積み上げる「トイレットなしのマンション」を認めたまま2号炉も許可したことの違法を、いつものように、手作りの準備書面を提出し、裁判所に訴える予定。健闘する原告らに支援と激励を!

公判回数	年月日	審理の内容
外	S58. 6.27	高松高裁(第4部)に弁論再開申立書(第1回)提出
外	7.7	同上(第2回)提出
外	8.18	同上(第3回)提出 原告準備書面7(セイラム原発でのスクラム失敗事故が示す本件許可処分の違法性)を提出
外	11.4	高松高裁(第4部)に弁論再開申立書(第4回)提出 原告準備書面8(放射性廃棄物の最終処分法を審査しなかった本件許可処分の違法性)を提出
外	S59. 1.18	高松高裁(第4部)に弁論再開申立書(第5回)提出 原告準備書面9(地震に関する被告主張と一審判決とを批判)を提出

## 伊方1号炉タービンにヒビ割れ

四電は、さる2月18日、1月27日から第6回定検に入っていた伊方1号炉で、低圧タービンの動翼をはめ込む円板(ニッケル合金製)4枚に、深さ約4ミリ、合計250ヶのヒビ割れが見つかった、と発表。

タービンは放射能と直接関係ないが、高速回転しているタービンが破損すると、吹き飛ばされた部品が原子炉に「ミサイル事故」を誘発する恐れがある。四電の発表では、同様のキズは国内原発で初めてであり、三菱重工高砂工場で、それらのキズを削り取り、動翼1440本を取りかえるとのこと。

昨年に全国一の稼働率(99.3%)を誇ってきたツケのあらわれであろう。

## 会計報告('84.2/9~3/9)

### 収入

会費	32000
ニュース購読料	117900
カンパ	9000
コピー代金	9500
計	168400

### 支出

ニュース印刷代	31000
振替手数料	870
郵送料	11000
会場費	3000
資料費	650
高松出向援助費	30000
伊方出向援助費	42300
ゼロックス・リース料	14300
計	133120

### 差引

積立金合計	35280
	1357743

控 訴 審 の 経 過

公判回数	年月日	審理の内容
前	S53. 4. 25	松山地裁一審判決
前	4. 30	高松高裁(民事第4部)に控訴状提出
前	4. 30	高松高裁(民事第2部)に即時抗告申立書(設置許可処分の効力停止を請求)を提出
前	7. 5	裁判所・原告・被告三者打合せ 担当裁判長:小西高秀
前	9. 11	被告答弁書提出
前	10. 13	原告準備書面1(「伊方原子力発電所の危険性と原判決批判」)を提出
1	10. 27	弁護補佐人(星野、荻野、久米)と録音テープ使用とを許可 原告準備書面1を陳述(14人、4時間半)
外	11. 17	即時抗告訴訟原告準備書面を提出
2	S54. 2. 9	原告側が被控訴人名変更(総理大臣→通産大臣)手続に抗議、次回に裁判所が判断 被告側準備書面1を提出したが陳述できず次回送り
—	3. 28	スリーマイル島原発事故
3	5. 25	被控訴人名義変更について「中間判決」(変更手続不要) 原告側の書きかえ要求を排し被告側準備書面1を陳述 原告側準備書面2(「スリーマイル島原子力発電所の事故は原判決の誤りを「実証」した」)を提出、その前半を陳述

公判回数	年月日	審理の内容
4	S54. 6. 25	裁判長が原告・弁護団に対し「裁判所秩序維持宣言」 原告側準備書面2(後半)を陳述 被告側準備書面2(「TMI原発と伊方原発とは設計が違う」との内容)を提出、陳述 原告側釈明を求め口頭釈明を要求したが被告側拒否
外	8. 10	被告準備書面3(上記原告求釈明に対する釈明)を提出
外	9. 13	原告準備書面3(再求釈明)を提出
5	9. 26	原告側準備書面3を陳述 被告側準備書面4(釈明書)を提出、陳述、口頭で補足釈明
6	S55. 1. 31	被告準備書面5(釈明書)を提出、陳述 原告準備書面4(「スリーマイル島原発事故は人類破滅の途を指し示す」)を提出、陳述
7	6. 10	裁判長交替:小西高秀→宮本勝美 弁論更新 原告準備書面5(「原判決批判その二」)を提出、陳述 原告側証人(18名)を申請
8	10. 9	被告側準備書面6(「TMI事故は運転管理の問題で安全審査の対象外」との内容)と、意見書(証人調べは不必要)とを提出、陳述 原告側スターングラス博士を証人として追加申請 裁判長、原告側の最初の証人として申請通りに藤本陽一氏の採用を決定
9	S56. 2. 9	藤本陽一原告側証人に対する主尋問 被告側証人(3名)を申請 原告側「文書提出申立書」(保安規定など四電の運転や定期点検に関する規定の提出要求)を提出

公判回数	年月日	審理の内容
10	S 56. 3. 11	小出裕章原告側証人に対する主尋問（第1回）
11	4. 20	小出裕章原告側証人に対する主尋問（第2回） 佐藤一男被告側証人に対する主尋問（第1回） 被告国側代理人交替：岩淵検事→川勝検事
12	5. 25	藤本陽一原告側証人に対する反対尋問 原告側「文書提出命令申立補充書」提出
13	6. 24	小出裕章原告側証人に対する反対尋問 佐藤一男被告側証人に対する主尋問（第2回）
外	8. 19	原告側「文書提出命令申立意見書」を提出
14	9. 16	佐藤一男被告側証人に対する反対尋問（第1回）
15	10. 14	同上（第2回）
16	11. 18	同上（第3回）
17	12. 16	同上（第4回）
18	S 57. 1. 22	佐藤一男被告側証人に対する再主尋問と再反対尋問
19	2. 26	海老沢徹原告側証人に対する主尋問（第1回）
20	4. 23	海老沢徹原告側証人に対する主尋問（第2回）と反対尋問（途中）
21	5. 28	海老沢徹原告側証人に対する反対尋問の続行を被告側が放棄し、原告側が再主尋問

公判回数	年月日	審理の内容
21	S57. 5. 28	（前頁から続く） 被告側準備書面7（「TMI事故の決定的要因は運転ミスであり本件安全審査とは無関係」との内容）を提出、陳述 原告側は内田秀雄証人を追加申請し、7名の証人の優先審理を要求 被告側は意見書（未審理の被告側証人2名の取下げと、早期結審要求）を提出 裁判長は次回期日もきめずに閉廷
外	5. 31	原告側からの「文書提出命令申立」（S. 56. 2. 9提出）に対し却下決定
外	6. 7	上記却下決定に対し原告側が最高裁に特別抗告申立
外	6. 25	上記特別抗告申立の理由書提出
外	7. 12	同上 理由補充書提出
外	9. 30	最高裁特別抗告を却下（「違憲でない」）
22	S 58. 3. 4	原告側「法廷秩序維持を被告に命令する申立書」を提出 原告準備書面6（TMI事故に関する被告主張への反論と本件許可処分 の違法性との関連を明確化）を提出、陳述 裁判長結審宣告
外	3. 7	裁判官忌避申立書を高松高裁（第2部）に提出
外	3. 22	高松高裁上記申立を却下
外	4. 12	上記却下に対して最高裁に特別抗告を申立て
外	5. 27	最高裁特別抗告を却下